

土壌汚染対策法における基準

特定有害物質		指定基準		地下水基準 (mg/L)
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定 有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	-	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	0.04以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	-	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	-	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	-	0.03以下
	ベンゼン	0.01以下	-	0.01以下
第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	1以下	
第三種特定 有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003以下	-	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	-	0.02以下
	チウラム	0.006以下	-	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと

ダイオキシン類対策特別措置法における基準

ダイオキシン類	土壌	水質
	1000pg-TEQ/g以下	年平均値 1pg-TEQ/l以下

油汚染対策ガイドラインにおける基準

油分	油臭	確認されない
	油膜	確認されない

※油汚染対策ガイドラインにおける油分に対する基準値/規制値は規定されておらず、人が感覚的に確認できる不快感や違和感が感じられなくなるようにすることが基準である。